

秋田県告示第129号

令和2年二級建築士及び木造建築士試験の実施（令和2年3月3日付け秋田県告示第93号）のうち3（1）及び（2）について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を考慮し、次のとおり変更して実施するので、建築士法施行細則（昭和25年秋田県規則第29号）第13条の規定に基づき、告示する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項の規定により、秋田県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行う。

令和2年3月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

3 受験申込みの手続

（1）郵送による受験申込み

ア 受験申込みの受付

期間 令和2年3月25日（水）から同年4月13日（月）まで

イ 受験申込みの方法

次の宛先に簡易書留で郵送すること。なお、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

郵便番号102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号 紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター本部

（2）受付場所における受験申込み

受付場所における受験申込みは中止することとする。